

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省27-2-5)

施策名	2-5 流通・物流	担当部局名	商務流通保安グループ 流通政策課・物流企画室	政策評価実施予定時期	平成28年8月
施策の概要	効率的な流通・物流システムの構築の促進。			政策体系上の位置付け	2 個別産業
達成すべき目標	○流通産業の諸課題に対応し、小売り事業者・卸売り事業者の国内外の新たな事業展開や効率化を支援する。 ○荷主と物流事業者のパートナーシップの強化等を通じて、物流の効率化や物流分野における環境負荷低減等を図る。			目標設定の考え方・根拠	○製配販連携協議会 ○東南アジア諸国(インドネシア、ベトナム)との流通政策対話 ○総合物流施策大綱(2013-2017)(平成25年6月25日閣議決定)
施策の予算額(執行額) (百万円)	25年度	26年度	27年度	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	総合物流施策大綱(2013-2017)(平成25年6月25日閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2015- 未来への投資・生産性革命-(平成27年6月30日閣議決定)
	12 (10)	0 ※(項)消費者行政推進費等の内数として行っている。	0 ※(項)消費者行政推進費等の内数として行っている。		

【測定指標】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
										24年度	25年度	
1 加工食品、日用品雑貨業 界における返品率(%)	1.36	24年度	1	30年度		1.25	1.2	1.15	1.1	1.05	1	測定指標の選定理由:消費財流通において、返品による廃棄を削減し、効率化を進めていくことは重要な課題。製・配・販連携協議会では、設立当初より返品率を調査しており、年度毎の評価も可能であるため、本施策の検証に相応しいと考える。 目標値の設定根拠:製・配・販連携協議会の調査によると、初めて返品率の調査を実施した21年度から、平均0.2%の割合で返品率は低下。今後も更なる返品率の低下を図るが、削減の余地が減少してきている現状もあるため、毎年0.05%削減し、30年度の1%を目指す。
2 コンビニエンスストア 海外店舗数 (大手上場4社: セブン-イレブン、ファミ リーマート、ローソン、ミニ ストップ)	50,128	24年度	48,591	27年度	-	51,628	45,128	48,591	50,091	51,591	53,091	測定指標の選定理由:日系小売業の海外展開の代表例がコンビニエンスストアである中、主要な進出先であるASEAN諸国にはコンビニエンスストアをはじめとする小規模小売業への規制が多い。これに対し、当課では経済連携協定や二国間対話を通じて規制緩和を要請しており、コンビニエンスストアの海外店舗数を測定することが本施策の検証に相応しいと考える。 目標値の設定根拠:各社の事業計画や過去のトレンド等を踏まえて年間1,500店舗の増加を目標値とする。但し、平成26年度以降は、韓国に約8,000店を展開していたファミリーマートが同国から撤退したため、この事由を踏まえた目標値とする(純減6,500店舗)。
3 売上高物流コスト比率(%)	4.90	23年度	4.90	-	4.90	4.90	4.90	4.90	4.90	4.90	4.90	物流人手不足が進む中、小ロット多頻度輸送も進んでおり、荷主企業においては物流コストの上昇が懸念される。物流効率化により、安定的な物流コストを実現するため、本指標を目標値と考えるのが相応しいと考える。 基準値・目標値としては、24年度以降の実績値を評価するに際し、平成23年度実績値(4.90%)を置いている。

【参考指標】

測定指標	基準値		見込み 年度	年度ごとの実績値								参考指標(項目)の選定理由及び見込み値の設定の根拠
	基準年度	年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 商業動態統計調査による小売業の販売額(億円)	-	-	-	136.7	141.1	139.5	-	-	-	-	商業動態統計調査による小売業の販売額は、小売業の業況を測る代表的な指標であるため、参考指標として妥当。	
2 グリーン物流優良事業者表彰件数(累計)	-	-	-	20	25	31	-	-	-	-	荷主と物流事業者が連携して環境負荷低減に取り組む先進的な事例に対して、当省及び国土交通省が大臣賞を交付する代表的な表彰制度であるため、参考指標として妥当。	
3 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律における総合効率化計画の認定件数(累計)	-	-	-	188	221	257	-	-	-	-	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律における基本方針に基づき、事業者が物流効率化を図る総合効率化計画を策定し、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣が当該計画を認定するものであるため、事業者が総合効率化計画に向けて励み、物流効率化が促進される。そのため、参考指標として妥当。	

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成27年 行政事業 レビュー 事業番号
	25年度	26年度	27年度					
1 次世代物流システム構築事業費補助金	-	280	324	平成26年度	参考指標2	荷主と連携して行う物流効率化によるCO2排出削減を実現する以下のような取組を推進する(実証事業:1/2補助)。 ・物流業務の合理化を促進するため、電子タグ等の有効なツールを活用しながら、各地域のニーズに応じた共同輸配送等を推進する取組 ・物流業務の自動化と拠点集約に資する物流設備の導入により、商慣行の改善と併せて、荷主における抜本的な物流効率化を図る取組 ・コンテナの空輸送を削減するため、輸入用として使用した海上コンテナを内陸で空にした後に、港に回送せずに近隣の事業者が輸出用として使用(ラウンドユース)する取組	-	435
2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の適切な運用	-	-	-	平成17年度	参考指標3	物流部門における輸送網の集約や輸配送の共同化等の物流効率化によるCO2排出量の削減及び効率化に伴うコスト削減による企業の競争力強化を目的として、主務大臣による認定を受けた総合効率化計画を実施する事業者に対して支援措置を講じるもの。	-	-